

●遊遊保険 携行品（破損・盗難）事故保険金請求手続きについて

いつも大成有楽不動産をお引立ていただき、誠にありがとうございます。

このたびのご災難、心からお見舞い申し上げます。

つきましては、携行品事故の保険金請求手続きについて以下の通りご案内いたします。

なお、ご不明な点などがございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。

携行品とは、被保険者の居住の用に供される住宅（敷地を含む）外において被保険者が携行している身の回り品（被保険者が所有する日常生活において職務遂行以外の目的で使用する動産）をいいます。

※現金・乗車券・小切手などは合計して5万円が損害額の限度となります。

※置き忘れ、紛失は保険金のお支払いの対象になりません。

① ご請求手続きの流れ（書面でのお手続きの場合）

1. 「携行品・ゴルフ用品事故通知票」をご記入・ご入力の上、大成有楽不動産(株)保険部へお送りください。
2. 後日、引受幹事保険会社の損保ジャパン社より、保険金請求書類一式がご指定の送付先に郵送されます。
※2週間以上経過しても請求書類がお手元に届かない場合は、大成有楽不動産(株)保険部までご連絡ください。
3. 請求書類の提出時期、必要書類等の保険金請求に関するご質問は、損保ジャパン社にご確認ください。
4. 保険金請求書と必要書類は、同封された返信用封筒で損保ジャパン社にご返送ください。
5. 保険会社よりお客様のご指定口座へ認定された保険金（**免責金額3,000円を差引いた額**）が振り込まれます。
※LINEでのお手続きをご選択いただいた場合は、損害保険ジャパン社よりショートメールが送信されますので手順に沿ってお手続きください。

② ご請求にあたってのご注意

- ・「携行品・ゴルフ用品損害通知票」は速やかにご提出ください。
- ・写真代、見積代等は保険金のお支払いの対象になりません。
- ・盗難の場合、必ず警察へ「盗難」として届出し、受理番号の交付を受けてください。
※置き忘れ、紛失は保険金のお支払いの対象になりません。

③ 後日損保ジャパン社へご提出いただく書類 ※大成有楽不動産への送付は不要です

- ・携行品・用品損害保険金請求書

～破損・汚損事故の場合～

- ・損傷品写真
- ・修理見積書または領収書

～盗難事故の場合～

- ・盗難届出証明書 → 入手できない場合は警察署の受理番号等

❖必要に応じてご提出いただく書類

- ・修理不能証明書 → 修理が不可能な場合、修理業者より取付
- ・その他保険会社が必要とする書類

＜お問い合わせ先＞ 大成有楽不動産株式会社 保険部 グループ保険セレノ担当
〒104-8330 TEL : 050-1807-5622
東京都中央区京橋3-13-1 FAX : 03-3564-0798